

## 東海北陸支部事務局細則

### (会議費)

第1条 会議費は、役員会（単独開催）に出席する役員交通費、会場費等、その他本部総会評議員会に出席する役員の交通費をもって計算する。

2. 本部総会評議員会交通費は、往復の交通費、1泊宿泊費を原則とするが、実情に応じて協議決定する。

3. 交通費の計算は、日本実験動物技術者協会財務規程第19条第3項、第4項を準拠する。

### (研究会費)

第2条 研究会費は、支部総会・研究会、講習会、技術交流会等に出席する講師の交通費、宿泊費と謝礼金、または講習会で補助した役員の交通費と宿泊費、および会場費等をもって計算する。

2. 講習会に出席する講師が本支部役員の場合は、交通費と宿泊費を支給する。

3. 講師の招聘は、本部共催講習会助成費として原則的に申請する。(年2回程度)

4. 第1項の謝礼金は、日本実験動物技術者協会財務規程第19条第5項に準拠し2万円とする。

5. 交通費の計算は、前条第3項を準拠するが、特別顧問等（日本実験動物技術者協会財務規程第20条第2項に準拠）については実情に応じて協議決定する。

### (弔慰費)

第3条 本部および本支部の現役員ならびに家族（父母・配偶者・子）、支部顧問、名誉会員が死亡した場合には、日本実験動物技術者協会事務局細則第1条に準拠し供花・弔電および香典を送ることができるが、実情に応じて協議決定する。

2. 香典額は別に定める。

(2) 供花の贈呈は実情に応じて協議決定する。

3. 父母の範囲は実父母とする。

4. 子の範囲は扶養家族である実（養）子とする。

### (附則)

本規程は平成27年4月1日制定・施行